管理命令

平成２４年（再）第１号
三重県四日市市松寺３丁目７番４号
再生債務者　株式会社エヌクリプト
１　主文　管財人による管理を命ずる。
２　管財人　三重県四日市市鵜の森１丁目３―23ナカジマビル８階　北勢綜合法律事務所　弁護士　尾西　孝志
平成24年３月28日　津地方裁判所四日市支部

再生債権の特別調査期間

平成２３年（再）第７６号
東京都世田谷区赤堤３丁目３番４号
再生債務者　株式会社メド城取
特別調査期間　平成24年４月19日から平成24年４月20日まで
平成24年３月26日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第１０３号
静岡県賀茂郡西伊豆町宇久須2122番地の１
再生債務者　株式会社丸協組
特別調査期間　平成24年４月26日から平成24年４月27日まで
平成24年３月29日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第１０４号
静岡県賀茂郡西伊豆町宇久須311番地の４
再生債務者　伊豆開発株式会社
特別調査期間　平成24年４月26日から平成24年４月27日まで
平成24年３月29日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続による債権者集会招集

平成２３年（再）第８０号
東京都台東区浅草橋３丁目15番８号
再生債務者　株式会社クスト
１　投票期間　平成24年５月15日まで及び平成24年５月23日午前10時債権者集会期日
２　債権者集会
⑴　期日　平成24年５月23日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
平成24年３月27日
東京地方裁判所民事第20部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２３年（再）第９９号
新潟県胎内市荒井浜528番地３
再生債務者　株式会社日本海カントリー
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者が取得する株式の数　発行済み全株式12万5000株
２　再生債務者が１の株式を取得する日　下記７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
３　減少する資本金の額　１億2500万円
４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　下記７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
５　募集株式の数　普通株式1800株
６　募集株式の払込金額　募集株式１株につき５万円
７　募集株式と引換えにする金銭の払込期間　再生計画認可確定の日から１か月
８　増加する資本金の額　9000万円
平成24年３月26日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第１０３号
静岡県賀茂郡西伊豆町宇久須2122番地の１
再生債務者　株式会社丸協組
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者が取得する株式の数　全ての発行済株式である普通株式９万株
２　再生債務者が１の株式を取得する日　下記７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
３　減少する資本金の額　資本金4500万円全額
４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　下記７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
５　募集株式の数　普通株式100株
６　募集株式の払込金額　募集株式１株につき金15万円
７　募集株式と引換えにする金銭の払込期間　再生計画認可決定確定の日から１か月
８　増加する資本金の額　金1500万円
９　増加する資本準備金の額　金０円
平成24年３月26日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第１０４号
静岡県賀茂郡西伊豆町宇久須311番地の４
再生債務者　伊豆開発株式会社
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者が取得する株式の数　全ての発行済株式である普通株式２万株
２　再生債務者が１の株式を取得する日　下記７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
３　減少する資本金の額　資本金1000万円全額
４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　下記７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
５　募集株式の数　普通株式20株
６　募集株式の払込金額　募集株式１株につき金５万円
７　募集株式と引換えにする金銭の払込期間　再生計画認可決定確定の日から１か月
８　増加する資本金の額　金100万円
９　増加する資本準備金の額　金０円
平成24年３月26日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２３年（再）第７６号
東京都世田谷区赤堤３丁目３番４号
再生債務者　株式会社メド城取
１　決議に付する再生計画案　平成24年２月29日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成24年４月25日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成24年４月17日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成24年４月11日
平成24年３月26日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第１０２号
東京都世田谷区成城８丁目４番11号
再生債務者　横田　浩介
１　決議に付する再生計画案　平成24年３月23日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成24年４月24日午後３時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成24年４月16日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成24年４月10日
平成24年３月26日
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

平成２３年（再）第２号
北海道浦河郡浦河町荻伏町492番地の１
再生債務者　ファーマーズジャパン株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年３月27日までに書面投票による決議により可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成24年３月28日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再）第７９号
三重県四日市市楠町吉崎410番地23
再生債務者　近畿日本コンクリート工業株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年３月27日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第８１号
東京都台東区浅草橋３丁目15番８―602号
シティハイムビル
再生債務者　杉森　尊裕
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年３月27日
東京地方裁判所民事第20部